

官民競争入札等監理委員会
第 42 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 42 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日時：平成 20 年 11 月 28 日（金）17:00～17:20

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．議 事

実施要項案について

- ・ 通訳案内士試験事業実施要項
- ・ 国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務実施要項
- ・ 森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務実施要項

3．閉 会

< 出席者 >

（ 委員 ）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、森委員、吉野委員、渡邊委員

（ 事務局 ）

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官、山谷企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので「第42回官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日の議題は、国際観光振興機構の通訳案内士試験事業の実施要項について、国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務実施要項について、林野庁の森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務実施要項について、実施要項の関連が3件ございまして、その後に公共サービス改革基本方針改定案について、そして最後が公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集の受付状況と、以上が本日のテーマであります。

それでは、実施要項案の審議に入りますけれども、本日審議いたします3件の実施要項につきまして、本委員会において議を行うということの手续に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、国際観光振興機構の通訳案内士試験事業実施要項について御審議をいただきたいと思います。

本年8月6日の監理委員会におきまして実施要項案の付議を行ったところでありますけれども、実施要項自体につきまして変更する必要があるが生じたということで、改めて付議することにいたしました。本日は実施要項を変更する必要がある生じた経緯、変更点等につきまして、入札監理小委員会の逢見副主査より御報告をお願いいたします。では、よろしくお願いいたします。

○逢見委員 逢見でございます。

この件は小林委員と私で進めておりましたが、小林委員が今日欠席でございますので、私から報告をさせていただきます。資料1-1をごらんいただきたいと思います。

ただいま委員長からお話ございましたように、入札不落ということになりました。入札の経緯については1に記載してございますが、8月12日～9月3日まで入札公告を行い、9月3日の入札説明会には8社が参加し、うち2社は企画書を提出いたしました。総合評価審査委員会で2社中1社は必須事項を満たしていなかったため不合格とし、1社について開札を行いました。が、予定価格を上回っていたため不落ということになりました。

機構から民間事業者ヒアリングをしたところ「多言語での試験問題案の作成」「海外での試験運営」「口述試験委員の確保」の3つの事業について、民間事業者側に経験がない、あるいは単独では実施できないので、共同事業体での入札を検討する必要があり、経費を多目に積むことになったということで、そういう理由が挙げられましたので、機構としては、これらの業務について委託の範囲から外すべきではないかという民間事業者へのヒアリングの結果を受けて、修正案について審議をいたしました。

論点としては、機構の実施要項修正案では、民間事業者からのヒアリング結果に基づいて、民間事業者にとって対応が困難であり、経費も高くつくと思われる「試験問題案作成」「海外での試験運営」及び「口述試験委員の確保」を機構が行う業務として本事業の委託

の範囲から外すということでございましたが、これが妥当かどうかについて審議をいたしました。

対応でございますが、結論としては、ヒアリング結果を踏まえると、やむを得ないということで、機構案どおり修正を行うことといたしました。

なお、上記の業務を除いても、全国で試験運営を行うという本事業の基本的な部分については維持されるというふうに理解をしております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、逢見副主査からの御報告のとおり、この実施要項案につきまして、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、了承といたします。

そうしますと、公共サービス改革基本法第14条第5項の規定によりまして、国際観光振興機構から付議されました実施要項案につきましては、本監理委員会としては異存がないということにいたします。

続きまして、国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務実施要項及び林野庁の森林技術総合研修所庁舎の管理・運営業務の実施要項につき御審議をいただきたいと思います。これまで、この実施要項案の審議に携わってこられました結果につきまして、逢見副主査の方から2件続けて御報告をお願いいたします。

○逢見委員 それでは、まず、資料2-1で国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務についての審議の結果を報告いたします。

対象事業の範囲・事業の内容につきましては、1つは、貸出対象者の限定という点でございます。論点として、施設の貸出について、貸出対象者を、機構の当初の案としては「国の行政機関、地方公共団体、大学、学会、消費者団体等」のみに限定するというものでしたけれども、これが妥当かということ審議いたしました。施設の稼働率が非常に低い。これは場所が相模原ということもございまして、過去3年間の平均が宿泊施設で8.6%、研修施設で4.83%でありました。稼働率を高めるためには、貸出対象者は「国の行政機関、地方公共団体、大学、学会、消費者団体等」に限定しないことにいたしました。

それから、施設貸出の際の仕組みにつきまして、センターが毎年1月末にセンター自身の業務のために翌年度に利用する施設の利用確保をした後に、空室のある部分についてのみ民間事業者が貸し出しすることができるという当初案でございましたけれども、これが妥当かということについて審議をいたしました。

結果、民間事業者が施設の貸出業務を行うに当たり、翌年度の空室状況がわかるのが1月末では遅過ぎることから、センターは10月1日に翌年度の施設の利用に関する情報を通知し、それ以降、民間事業者の施設の予約受付を行うということで、3か月早めてもらうことによって、民間事業者の貸出が円滑にできるのではないかということといたし

ました。

3点目が、自主事業の内容制限及び事前協議でございます。民間事業者が施設の稼働率向上のために自主的に施設を利用して行うことができる事業、自主事業と呼んでおりますが、貸出の対象が「消費者啓発に関する一般消費者を対象とした講習会・勉強会等」ということで限定しておりましたけれども、これが妥当か。

また、自主事業の企画・実施に際して、センターとの「事前協議」を要件としていることは妥当かということについて審議をいたしました。

先ほど申しましたように、ここは施設の稼働率が非常に低いという現状を踏まえまして、稼働率を高めるためには、貸出の対象を「消費者啓発に関する一般消費者を対象とした講習会・勉強会等」に限定しないことといたしました。

それから、事前協議では、民間事業者が創意工夫を凝らして、その判断で行うという業務遂行を縛り過ぎるのではないかと懸念されましたので「事前協議」ではなくて「事前通知」といたしました。

サービスの質について。質として設定される施設の稼働率については、要求水準が適切かどうかということが論点としてございました。

当初、センターは、過去3年間の平均実績以上としました。繰り返しますが、極めて稼働率が低い。過去3年間の平均ということでは要求水準としては低過ぎるのではないかと、倍増値以上といたしました。ただし、3月上旬から民間事業者との契約が始まることを考えますと、初年度は民間事業者にとって負担が重過ぎるのではないかと、初年度は過去3年の平均実績以上、2年目以降について倍増値以上を要求水準として設定することといたしました。

3番目に落札者の決定でございますが、加点項目審査における評価項目が適切に設定されているかどうかということで、施設の稼働率を高める民間事業者からの提案をセンターが求めている。ここの1番の課題は、いかにして稼働率を高めるかということで、民間事業者の創意工夫を積極的に入れたいということで、評価項目についても、稼働率向上のための提案を追加することといたしました。

次に、資料3-1で森林技術総合研究所庁舎の管理・運營業務でございます。

対象事業の範囲につきましては、施設の警備業務、清掃業務、設備管理業務といった管理・運營業務が包括的に対象業務とされておって、かつ特定の事業者しか受注できないような特殊な業務もないということで、適切と判断いたしました。

サービスの質につきましては、施設利用者に対するアンケートにおける満足度、管理・運營業務の不備に起因する冷暖房や給湯施設の停止のないことなどをサービスの質として設定しており、施設の管理・運營業務におけるサービスの質として適切と判断をいたしました。

入札参加資格につきましては、新規参入事業者にとって参入障壁となるような入札参加資格はなく、グループでの参加も可能としていることから、適切と判断いたしました。

落札者評価につきましては、特定の者が有利となるような評価項目や点数配分等がなく、また、民間事業者の提案をきちんと評価する仕組みとなっていることから、適切と判断をいたしました。

情報開示につきましては、入札者が入札金額を見積もるために必要な情報開示が適切に行われていると判断をいたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この２件の実施要項案につきまして、了承ということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 では、異存がございませんので、了承としたいと思います。

そういたしますと、公共サービス改革法第１４条第５項の規定によりまして、付議された２件の実施要項案については、異存はないという取扱いにいたします。

次は、公共サービス改革基本方針改定案についての御審議になりますが、これは委員同士による率直かつ自由な意見交換が確保される必要があるということで、官民競争入札等監理委員会運営規則第５条の規定に基づきまして会議を非公開にさせていただきたいと思います。後日、議事要旨は公開することにいたします。それでは、傍聴者の方は御退室願います。